第５次芝山町総合計画中期基本計画及び

第３次芝山町まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定支援業務委託

公募型プロポーザル事業者募集要項（修正）

令和６年１月

芝山町　企画空港政策課

本募集要項は、第５次芝山町総合計画中期基本計画及び第３次芝山町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要綱（令和５年芝山町告示第106号。以下「実施要綱」という。）第８条の規定に基づくものである。

１ 業務の概要

　(1) 業務名

　　　第５次芝山町総合計画中期基本計画及び第３次芝山町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託

　(2) 委託期間

　　　令和６年４月１日～令和７年３月２５日

　(3) 業務内容

　　　別添1「第５次芝山町総合計画中期基本計画及び第３次芝山町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託特記仕様書（案）（以下、「特記仕様書（案）」という。）」のとおり

　(4) 業務上限金額

　　　１３，７３４，０００円（消費税を含む）

２ 業務の趣旨

【第５次芝山町総合計画中期基本計画】

第５次芝山町総合計画前期基本計画（以下「第５次前期計画」という。）の計画期間が令和６年度をもって満了することから、社会情勢の変化等を踏まえ、町政を総合的かつ計画的に運営するための、行政分野ごとの施策や手段を定めた第５次芝山町総合計画中期基本計画（「以下「第５次中期計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、第５次中期計画は、令和７年度から令和９年度までの３年間を計画期間とする。

さらに、第５次中期計画は町の最上位計画として位置付けられることから、町が別途定めている各計画、関連法令、国及び千葉県の計画等との整合性を図りながら策定するものとする。

【第３次芝山町まち・ひと・しごと創生総合戦略】

第２次芝山町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「現戦略」という。）の計画期間が令和６年度をもって満了することから、芝山町における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有した上で、将来の方向と将来展望を提示する芝山町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を見直し、本町の実情に応じた令和７年度から令和９年度までの３か年の目標や具体的な施策をまとめた第３次芝山町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第３次戦略」という。）を策定することを目的とする。

なお、第３次戦略の策定に当たっては、関連する法令、国及び千葉県の計画等を勘案し、第５次計画及び策定予定の第５次中期計画との整合性に留意する。

３　募集要領

　(1) 選定方針

　　受注候補者の選定は、芝山町の職員で構成する「第５次芝山町総合計画中期基本計画及び第３次芝山町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託公募型プロポーザル実施に係る技術提案審査委員会」において、業務実績等による客観評価、技術提案書に基づくプレゼンテーション等による技術提案評価、参考見積書の価格評価を実施する。客観評価点、技術提案評価点及び価格評価点の合計点が技術提案者の内、最も高い者を受注候補者、次に高い者を次点受注候補者として選定する。

　(2) スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程 |
| 公募開始の公表（募集要項等の配布） | 令和６年１月１９日（金） |
| 質疑の受付締切 | 令和６年１月２４日（水）午後５時まで |
| 質疑への回答予定 | 令和６年１月２９日（月） |
| 参加表明書の提出締切 | 令和６年２月２日（金）午後５時まで |
| 参加資格の審査 | 令和６年２月９日（金） |
| 技術提案書の作成依頼予定 | 令和６年２月１９日（月） |
| 技術提案書に係る質疑の受付締切 | 令和６年２月２２日（木）午後５時まで |
| 技術提案書に係る質疑への回答予定 | 令和６年２月２８日（水） |
| 技術提案書の提出締切 | 令和６年３月４日（月）午後５時まで |
| 技術提案書の評価（プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和６年３月１９日（火） |
| 受注候補者及び次点受注候補者の決定通知発送・審査結果の公表 | 令和６年３月２１日（木） |
| 契約締結予定日 | 令和６年３月２９日（金） |

　(3) 技術提案審査委員会の構成

　　① 委員会　　町職員　７名

　　② 事務局　　芝山町役場 企画空港政策課 企画調整係

　　　 　　　　　住所　　〒２８９－１６９２

　　　 　　　　　　　　　千葉県山武郡芝山町小池９９２番地

　　　　　　　　 TEL　　０４７９－７７－３９２６（直通）

　　　　　　　　 FAX　　０４７９－７７－０８７１

　　　　　　　　 E-mail　kikaku@town.shibayama.lg.jp

　(4) 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

1. 令和5年度芝山町工事等入札参加業者資格者名簿の「委託」部門に登載されていること。
2. 千葉県・東京都に本店又は契約委任している支店若しくは営業所を有すること

③ 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 の規定に該当しないこと。

④ 会社更生法（平成14 年法律第154 号）第17 条の規定による更正手続の申立てがなされた場合は、更正計画の認可の決定がなされていること。

⑤ 民事再生法（平成11 年法律第225 号）第21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。

⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過していること、又は本委託業務の受注候補者決定日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。

⑦ 本募集要項の募集開始の日から参加表明書の提出締切までに、芝山町暴力団排除条例（平成24年条例第１号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、芝山町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成6年策定）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）、又は芝山町建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。

⑧ 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。

⑨ 本募集要項の募集開始の日現在において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

⑩ 削除

⑪ 平成30年度以降に、県内の市町村総合計画策定業務委託契約又は人口ビジョン等に類する人口推計調査の作業業務委託契約、地方版総合戦略策定業務委託契約を地方公共団体との間で締結した実績を有していること。

⑫ 平成30年度以降に管理技術者として、同種業務の実績を有し、参加表明書提出時点で当該企業と雇用関係のあるものを配置できること。

(5) 業務実施上の要件

　　　業務の実施に当たっては、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

1. 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
2. 配置予定技術者

管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

４　応募手続

　(1) 参加表明書等の提出

技術提案書の提出を希望する者は、以下の要領で提出すること。

1. 受付期間

令和６年１月１９日（金）から令和６年２月２日（金）午後５時まで（必着）

1. 受付場所

事務局（芝山町役場 企画空港政策課 企画調整係）

③ 提出方法

受付場所まで持参又は郵送すること。

④ 提出書類及び提出部数

1) 参加表明書【様式１】 １部

2) 誓約書【様式１別紙】 １部

　(2) 募集要項等に関する質疑の受付及び回答

1. 受付期間

令和６年１月１９日（金）から令和６年１月２４日（水）午後５時まで（必着）

②　受付場所

事務局（芝山町役場 企画空港政策課 企画調整係）

③　提出方法

質問票【様式２】に記入し、電子メールにて受付期間内に事務局へ送付すること。

　　④　質疑に対する回答

　　　質疑に対する回答は、一括して取りまとめ令和６年１月２９日（月）（予定）に町ホームページ上に公開する。回答内容は、本要項の追加、修正として取り扱う。

　(3) 提出書類の作成上の留意事項

① 参加表明書【様式１】

代表者印を押印の上、提出すること。

② 誓約書【様式１別紙】

本委託契約締結日までに、誓約書の記載事項に反した場合は、失格とする。

③ その他の注意事項

1) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出した書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。（(5) 技術提案書等の提出についても同様とする。）

2) 参加表明書等についてのヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

　(4) 参加資格の審査及び技術提案書提出の依頼

参加資格の審査は、「３ 募集要領　(4) 参加資格要件」及び「(5) 業務実施上の要件」に適合するかを審査し、適合した参加者に対して、令和６年２月１９日（月）（予定）に文書及び電子メールにより技術提案書の提出を依頼する。

　(5) 技術提案書等の提出

① 提出書類

技術提案書の提出の依頼を受けた参加者は、次に掲げる書類を提出すること。

1) 技術提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について【様式３】 １部

2) 技術提案書（【様式４】を参考に自由記載） １２部

3) 技術提案者の業務実績等（任意様式） １２部

　　技術提案者の過去5年間における同種又は類似の県内業務実績、及びISO9001、ISO14001、ISO27001、プライバシーマーク等の認証取得状況を任意の様式で記載するものとし、これらを証明する資料(契約書及び登録証の写し等)を添付すること。

4) 配置予定技術者の配置計画（任意様式） １２部

　　管理技術者、照査技術者、担当技術者の配置計画について、任意の様式で記載すること。

5) 予定技術者申告書【様式５】 各１２部

・ 管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者1名についてそれぞれ作成することとし、技術者の資格を証明する資料（資格証の写し等）及び同種又は類似の県内業務実績を証明する資料(契約書の写し等)を添付すること。

　　　　・ 管理技術者が主たる担当技術者を兼務する場合は、その他の担当技術者の内１名について記載すること。

・ 業務実績は、平成30年度以降の同種又は類似の県内業務のうち、令和５年３月３１日までに完了したものを記載すること。

※共通事項

同種業務…総合計画策定業務、地方版総合戦略策定業務

類似業務…都市計画マスタープラン、人口ビジョン等に類する人口推計調査の作業業務、その他市町村における総合的な計画の策定（改定を含む。）に係る業務

6) 工程表【様式６】 　　 　１２部

7) 参考見積書【様式７】　　　１部

（見積の内訳書）　１２部

　② 提出期限

令和６年３月４日（月）午後５時まで

③ 技術提案書等の作成の注意事項

1) 技術提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について【様式３】

代表者印を押印の上、提出すること。

2) 技術提案書【様式４】

a) Ａ４判縦置き・横書きで、１０枚以内（両面印刷可）に記載すること。

b) 文字の大きさは、原則として10.5 ポイント以上とすること。

c) 次に掲げる事項については、必ず記載すること。

　・ 基礎調査支援内容（町の現状把握に関すること）

　・ 第５次前期計画・現戦略の総括（評価・検証）

・ 第５次中期計画策定の支援内容

・ 第５次中期計画策定にかかる各種会議等の支援内容

・ 人口ビジョン策定の支援内容

・ 第３次戦略策定の支援内容

・ 第３次戦略策定にかかる各種会議等の支援内容

・ 第５次中期計画案・第３次戦略案に対するパブリックコメントの実施支援内容

・ 計画書のデザイン作成に関する内容

d) 提案者を特定することができる内容の記述（商号や実績に係る業務名、発注者の名称など）は行わないこと（プレゼンテーションにおいても同様とする。）。

e) ２枚以上となるときは、ホチキス止め１２部、クリップ止め１部とすること。以下、１２部と指定した書類については同様とする。

3) 工程表【様式６】

a) 【様式６】を基本に作成すること。提案の内容に応じ、項目の追加、修正をして差し支えない。

b) Ａ３判を片袖折りにして提出すること。

4) 参考見積書【様式７】

見積の内訳書には、技術提案番号及び各工程における人工を記載し、提案者を特定できる事項は記載しないこと。

5) 技術提案書等の提出期限後の差替え、追加等は一切認めない。

④ 技術提案評価基準

技術提案の評価基準は、別表に示すとおりとする。

　　⑤ 既存資料の閲覧

　　　　技術提案書の作成にあたり、以下の資料の閲覧ができる。

　　　　閲覧を行う場合、事前に申し込みを行うこと。

1) 資料名　※ 〇…ＨＰ掲載有り

　　　　〇芝山町都市計画マスタープラン（令和元年12月）

　　　　　https://www.town.shibayama.lg.jp/0000003121.html

　　　　〇都市計画図（令和2年9月）

https://www.town.shibayama.lg.jp/0000000502.html

　　　　〇第5次芝山町総合計画（令和3年3月）

　　　　　https://www.town.shibayama.lg.jp/0000004310.html

　　　　〇芝山町人口ビジョン及び第2次芝山町まち、ひと、しごと創生総合戦略（令和2年3月）

　　　　　https://www.town.shibayama.lg.jp/0000002615.html

　　　　〇芝山町公共施設等個別施設計画（令和3年3月）

　　　　　https://www.town.shibayama.lg.jp/0000004315.html

〇芝山町国土強靭化地域計画（令和3年3月）

　https://www.town.shibayama.lg.jp/0000004343.html

〇芝山町地域防災計画（平成31年3月改訂）

　https://www.town.shibayama.lg.jp/0000002076.html

〇町勢要覧2022（令和4年1月）

<https://www.town.shibayama.lg.jp/0000004718.html>

・芝山町地方創生事業進捗管理支援業務報告書（平成30年3月）

・芝山町将来構想【庁内検討案】（平成30年3月）

　　　2) 閲覧場所

　　　　事務局（芝山町役場 企画空港政策課 企画調整係）

　　　3) 閲覧期間

　　　　令和６年１月１９日（金）午前９時から令和６年３月４日（月）午後５時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く午前９時から午後５時まで）

　(6) 技術提案書等に関する質疑の受付及び回答

① 受付期間

令和６年２月２２日（木）から令和６年２月２８日（水）午後５時まで（必着）

② 受付場所

事務局（芝山町役場企画空港政策課企画調整係）

③ 提出方法

質問票【様式２】に記入し、電子メールにて受付期間内に事務局へ送付すること。

　　④ 質疑に対する回答

　　　質疑に対する回答は、一括して取りまとめ令和６年２月２８日（水）（予定）に町ホームページ上に公開する。回答内容は、本要項の追加、修正として取り扱う。

（7）参加希望者の審査

　　①審査方法

　　　1）技術提案書等の受領後、本会議の委員から選出した審査委員及び事務局員が別表に定める「第５次芝山町総合計画中期基本計画及び第３次芝山町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務事業者評価基準」（以下「審査基準」という）に基づき評価を行う。

　　　 2）参加希望者が５者以上の場合は、提出された技術提案書等をもとに、審査基準に基づく書類審査を行い、1）による評価結果の上位４者を選定する。なお、上位４者とならなかった者については、電子メールにてその旨を連絡する。

②プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、(5)④の基準により行うものとし、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）の実施方法は以下のとおりとする。

1）プレゼン等への出席者は、本業務を担当する管理技術者を含む４名以内とする。

2）プレゼン等の日程は、令和６年３月１９日（火）を予定しており、開始予定時刻については個別に通知する。

3）プレゼン等は、提案者が提出した技術提案書等の記載内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。プロジェクタ及びスクリーンは町で用意する。

4）プレゼンテーションの持ち時間は２０分、その後に、審査委員からのヒアリングを１０分程度行う予定である。

5）プレゼンテーションの資料やスライド中には、提案者の名称等が分かるような表示をしないこと。質疑応答においても同様の表現をしないこと。

(9) 特定・非特定通知

① 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを受注候補者、第二位であるものを次点受注候補者として特定し、書面により通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を同じく書面により通知する。

② 技術提案書を提出した者が１者のみの場合で、技術提案の評価の結果、受注候補者として適当と認められないときは、非特定とすることがある。

③ 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面により委員長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

　　　1) 受付場所

事務局（芝山町役場企画空港政策課企画調整係）

　　　2) 受付時間

土曜日、日曜日及び休日を除く午前９時から午後５時まで

　　　3) 提出方法

受付場所まで持参又は郵送すること。

4) 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内（休日を含む。）に書面により行う。

５　契約等

(1) 業務委託契約

① 契約の締結

実施要綱第１４条の規定による。

② 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別添１特記仕様書（案）及び別添２数量総括表（案）に定める内容を標準とする。なお、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して特記仕様書及び数量総括表の内容を確定するが、提案内容が全て設計金額に反映されるものではない。

③ 契約書

　　別添３業務委託契約書（案）を使用する。

④ その他

受注候補者として特定された者は「予定技術者申告書【様式５】」に記載した配置予定技術者に当該業務を担当させなければならない。ただし、変更がやむを得ないと発注者が認めた場合については、この限りでない。

(2) 提出書類の取扱いについて

提出書類は、返却しない。提出した資料が芝山町情報公開条例（平成14年芝山町条例第10号）に基づく開示請求の対象となった場合は、提案者の意見を聴いた上で、本条例の規定に基づき公開の可否等を決定する。